

# 地熱利用にかかる温泉掘削等許可審査基準

熊本県環境審議会温泉部会

地熱発電等を目的として「温泉掘削等許可にかかる審査基準」を超えて温泉掘削を行う場合は、本審査基準により審査を行う。

## 1 掘削の基準について

### (1) 掘削深度の基準について

地熱利用においては、地熱系概念モデル（地熱構造モデルや地熱流体流動モデル）による温泉帯水層と地熱貯留層の関係を参考に温泉資源への影響を判断する必要があるため、掘削深度については、不透水層を超え地熱貯留層に達する深度かどうか等を判断し、温泉帯水層への影響が無いことを審査する。

### (2) 増掘深度の基準について

上記(1)を準用する。

### (3) 埋設管の口径の基準について

温泉を採取する埋設管の内径を165mm以内とする。

### (4) 掘削工法の基準について

温泉帯水層に影響を及ぼさない工法であるかを審査する。

### (5) 離隔距離制限の基準について

掘削予定地と既存源泉の離隔距離を300m以上とする。

なお、傾斜掘りを行う場合は、掘削経路全地点の垂直沿線と既存源泉の水平距離を計測した距離を離隔距離とする。

### (6) 源泉数の基準について

1施設2源泉までとする。

## 2 地熱開発計画に関する基準

地熱開発計画が温泉資源に影響がないことを審査する。

(審査書類)

- ・地熱構造モデル図、地熱流体流動モデル図
- ・掘削理由書
- ・地熱利用事業計画書

## 3 モニタリング調査に関する審査基準

以下の項目により、適切なモニタリング調査となっているかを審査する。

開発計画が周辺温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行っているか。

(審査書類)

- ・モニタリング調査報告書

掘削中及び掘削後も、温泉資源の保護を図るため、必要な影響調査を実施する計画となっているか。

(審査書類)

- ・モニタリング調査報告書
- ・影響調査計画書(噴出試験)
- ・影響調査計画書(生産開始後)

湧出量の減少など、温泉資源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を停止、または制限し、資源の回復が認められない場合は温泉を埋め戻す計画となっているか。

(審査書類)

- ・誓約書

#### 4 排水に関する審査基準

温泉資源の保護及び周辺環境の保全のために必要な措置を講じていることを審査する。

(審査書類)

- ・排水計画書

#### 5 還元井に関する審査基準

還元井を設置する場合は、温泉資源の保護及び周辺環境の保全のために必要な措置を講じていることを審査する。

(審査書類)

- ・還元井設置計画書
- ・還元計画書

#### 6 地元説明に関する審査基準

地熱開発地域等で説明会等を行い、地元合意形成を行っていることを審査する。

(審査書類)

- ・地元説明に関する状況報告書
- ・地熱利用に関する条例が制定されている場合には、条例に基づく市町村からの同意書。
- ・1(5)に規定する離隔距離制限の区域内に存する、県及び市町村へ説明を行ったことを報告する書類

#### 7 周辺源泉の湧出量等への影響に係る基準について

申請資料等から、周辺源泉の湧出量等への影響、その他公益上の支障等が無いことについて、総合的に審査する。

附 則

この審査基準は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。